点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	建築基準法施行令の一部を改正する政令案（②太陽光発電設備についての建築基準法が適用される工作物からの除外）	府省名	国土交通省
根拠となる法令	□法律　■政令　□府省令　□告示　□その他		
	建築基準法施行令		
規制の区分	□新設等　□緩和　■廃止		

点検項目		評価の実施状況	課題
分析対象期間		■設定あり　□設定なし	
ベースライン		□設定あり　■設定なし	①
費用の分析	遵守費用	□金銭価値化　□定量化　■定性的記述　□負担なし　□分析なし	
	行政費用	□金銭価値化　□定量化　■定性的記述　□負担なし　□分析なし	②
	その他の社会的費用	□金銭価値化　□定量化　□定性的記述　□負担なし　■分析なし	③
便益の分析		□金銭価値化　□定量化　■定性的記述　□分析なし	
費用と便益の関係の分析		□費用便益分析　□費用効果分析　□費用分析　■定性的な分析　□分析なし	
代替案	代替案の設定	□設定あり　□想定される代替案なし　■設定なし	④
	規制緩和の場合	□廃止案を代替案としている　□廃止案を代替案としていない	
	代替案との比較	□費用・便益で比較　□費用で比較　□便益で比較　■比較なし	
レビューを行う時期又は条件		■設定あり　□設定なし	

【課題の説明】

① ベースラインについて、現状における問題などを記載するにとどまり、本件規制の廃止を行わない場合に生じると予測される将来における状況についての説明がないため、これを明示する必要がある

② 行政費用を負担する主体の別（国、地方公共団体又は関係法人）を明示する必要がある。

③ その他の社会的費用についての記載がないが、費用が想定されない場合には、その旨を説明することが必要である。

④ 代替案について、「太陽光発電設備を引き続き建築基準法が適用される工作物とする」と記載しているが、ベースラインとすべき内容であり、これとは異なる適切な手段を明示する必要がある。具体的には、電気事業法による審査を受けた工作物については建築確認を受けたものとみなすこととする案等が考えられる。